

令和3年9月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第74号	議案名	琴浦町下水道事業の設置等に関する条例の制定について			
目的	下水道事業を企業会計へ移行するため、地方公営企業法の規定に基づき事業の設置、経営の基本等を定めた条例を制定し、併せて関係条例の改正・廃止を一括して行うもの。					
内容	<p>1 条例制定の背景について</p> <p>平成31年1月に、人口3万人未満の市町村について、令和6年4月までに下水道事業(農業集落排水事業等を含む。)を公営企業会計へ移行するよう国(総務省)から通知があった。</p> <p>下水道は住民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本である。健全な経営を推進するための取組として、令和4年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の財務規程等を適用し、企業会計へ移行させるために条例を制定するものであり、併せて、関係する条例の改正及び廃止を一括して行う。</p> <p>2 各条例の制定、改正、廃止について</p> <p>(1) 琴浦町下水道事業の設置等に関する条例の制定</p> <p>地方公営企業法(以下「法」という。)の規定に基づき、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた「下水道事業」としての公営企業の設置、経営の基本等必要な事項を条例で定めるもの。</p> <p>ア 下水道事業の法適用及び事務委任について</p> <p>下水道事業は、法の全部を適用する「全部適用」と財務規程等のみを適用する「一部適用」の2種類があり、人員、組織規模を勘案し、本町では、財務規程等のみを適用する「一部適用」とする。</p> <p>また、法の規定により出納その他の会計事務を、会計管理者へ「事務委任しない」又は「全部又は一部事務委任する」ことができることから、本町では、会計管理者と役割分担する「一部委任」とする。</p> <p>イ 企業会計移行の特徴について</p> <p>企業会計移行により、財務諸表(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー)において、『経費』や『資産』を把握することで、財政状況が明確になる。</p>					

(2) 琴浦町特別会計条例の一部改正

地方自治法の規定により設置している、琴浦町特別会計条例の「農業集落排水事業特別会計」と「下水道事業特別会計」を削除するもの。

(3) 琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部改正

現在の条例で定めている、各農業集落排水処理区の区域が不明確であるため、これを各処理区ごとに具体的に定めるもの。

(4) 琴浦町公共下水道の設置に関する条例の廃止

下水道法を根拠法として設置している琴浦町公共下水道の設置に関する条例を廃止するもの。

補足事項

施行日 令和4年4月1日